

自ら学ぶ力を育てよう

**学ぶ力を育み
心に寄りそう
緊急プラン**

～「学力向上・いじめ問題等対策計画」～



平成20年7月4日
高知県教育委員会

教育メッセージ

～自ら学ぶ力を育てよう～

教育は、子どもたちの持つ可能性を最大限に伸ばすことが大切です。
県民のみなさん一人ひとり、共に力を合わせて取り組んでいきましょう。

1. 児童生徒のみなさんへ

一番大事なことは、自ら学ぶ力を育てることです。
例えば、詩をつくったり本を読んだりすることが楽しい、動物や植物の調べごとが面白い…など。
簡単にあきらめたり、しんどいことから逃げたりしないで、やってみたいこと、知りたいことにどんどんチャレンジしましょう。

2. 保護者のみなさんへ

自ら学ぶ力を育てることが、子どもたちの将来のために大切です。
家庭でも、調べごと、ものづくり、体験活動など、子どもと共に取り組みましょう。

3. 先生へ

教科研究に励み、児童生徒が興味を持ち、自ら勉強をしたくなる授業づくりがポイントです。
必要な教材や研究場所は準備します。仲間と共に切磋琢磨していきましょう。
児童生徒に常に寄りそい、一人ひとりの成長を支援していきましょう。

4. 地域のみなさんへ

子どもたちを安心して育てられる環境が必要です。
社会全体で教育を高めようとする大きな波を起こしましょう。
放課後児童クラブや子ども教室、図書館の運営などにも力をお貸しください。

高知県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 計画期間及び目標	2
第2 本県の教育の現状と課題	
1 学校における取組	
（1）学力向上対策	
① 児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上	3
② 教職員の指導力の向上	7
③ 就学前の取組	9
（2）いじめ・不登校等対策（心の教育）	11
2 家庭における取組	14
3 地域における取組	17
第3 今後の方向性と具体的な方策	
高知の子どもの未来のために さあ進めよう！「5つの改革」	
1 学校・学級改革 ～児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上～	20
2 教員指導力改革 ～教職員の指導力の向上～	24
3 幼児教育改革 ～就学前の取組～	28
4 心の教育改革 ～いじめ・不登校等対策～	30
5-① 放課後改革 ～家庭における取組への支援～	34
5-② 放課後改革 ～地域における取組への支援～	36
（学習を支える取組）	38
第4 計画の推進体制と進行管理	
1 関係機関における計画の推進体制	40
2 教育委員会評価及び学校評価を通じた進行管理	40
3 教育版「対話と実行」座談会等を通じた 県民の意見等の収集と反映	40
4 進行管理に基づく計画の見直し	40

（参考）平成20年度県教育委員会の主な取組

はじめに

本計画は、深刻な中学校の学力問題をはじめ、いじめや不登校などの本県が抱える教育課題の解決を図るために、まず、これまでの取組の検証と、今後の方向性の検討を十分に行ったうえで、緊急に取り組むべき具体的な内容をまとめたものです。

その構成は、本年5月にこれまでの教育改革の成果と課題、今後の方向性について中間的にとりまとめた『自ら学ぶ力を育てよう～「学力向上・いじめ問題等対策計画」策定に向けて～』の内容を基本として、これに対する教育関係者などの意見等を踏まえながら、「計画期間及び目標」、「本県の教育の現状と課題」、「今後の方向性と具体的な方策」、「計画の推進体制と進行管理」を定めています。

この計画のポイントは、その実効性を高めるため、全体的な底上げを図る手法と、個別の重点的な支援を併せて行うところにあります。

具体的には、すべての小中学校に対する取組として、各学校における学力向上に向けた取組「学校改善プラン」の策定や実施にあたって支援を行ったり、算数・数学の单元テストを配信するとともに、厳しい課題に直面している学校に対する取組として、正規教員や非常勤講師を重点的に配置をすることとしています。

また、放課後や週末において、すべての子どもたちに安心できる学び場を提供することとしています。

このように、学校、家庭、地域のそれぞれのステージで、将来を担う子どもたち一人ひとりの成長をしっかりと保証していくことにより、本県全体における教育水準の向上と厳しい状況にある学校の早期の課題解決に取り組んでまいります。

本計画の着実な推進のためには、学校、家庭、地域、行政などが一丸となって、社会全体で教育に取り組んでいく必要がありますので、県民の皆様の幅広いご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

加えて、子どもたちの未来と本県教育の向上のため、是非、県民の皆様の幅広いご意見をいただければと考えております。

第1 計画期間及び目標

1 計画期間

次の理由により、平成20年度～23年度の4年間とする。

- (1) 計画に位置付けられた施策の推進状況や目標の達成状況を測るためには一定の期間が必要なこと
- (2) 県教育長の任期4年と同一とすることで教育行政との関係を明確化すること

2 目標

高知県の将来を担う児童生徒の学力や学習環境を保証するため、学力の向上及びいじめ問題等に対する当面の目標を次のとおり定める。

(1) 学力をまずは全国水準にまで引き上げる

全国的な義務教育の機会均等の観点から、児童生徒の学力や学習状況を測る全国学力・学習状況調査の結果等を参考指標の一つとしながら、本県の児童生徒の学力を全国水準にまで引き上げる。

具体的な例としては、中学校において、全国学力・学習状況調査の知識を問うA問題及び活用を問うB問題の県平均点を全国水準にまで引き上げる。小学校においては、中学校への適切な接続を図るため、全体的には活用力を伸張させるとともに、個別的な対応として基礎学力に課題のある児童数を減少させる。

(2) 生徒指導上の諸問題の発生率をまずは全国水準にまで改善する

児童生徒が落ち着いて安心して学べる環境づくりを進めるため、全国ワーストクラスとなっている不登校及び暴力行為の発生率を全国水準にまで改善するとともに、いじめや児童虐待を未然に防ぐ体制を確立する。

3 目標達成の手段・方法

上記の目標を達成するため、具体的な方策、各方策又は方策のまとめりごとの到達目標を定める。これらの目標は、原則として、平成23年度末のあるべき姿・状態を示した成果目標（アウトカム）とするが、各年度における手段やその投入量を示した数値目標（アウトプット）も可能な範囲で掲げるものとする。

第2 本県の教育の現状と課題

1 学校における取組

(1) 学力向上対策

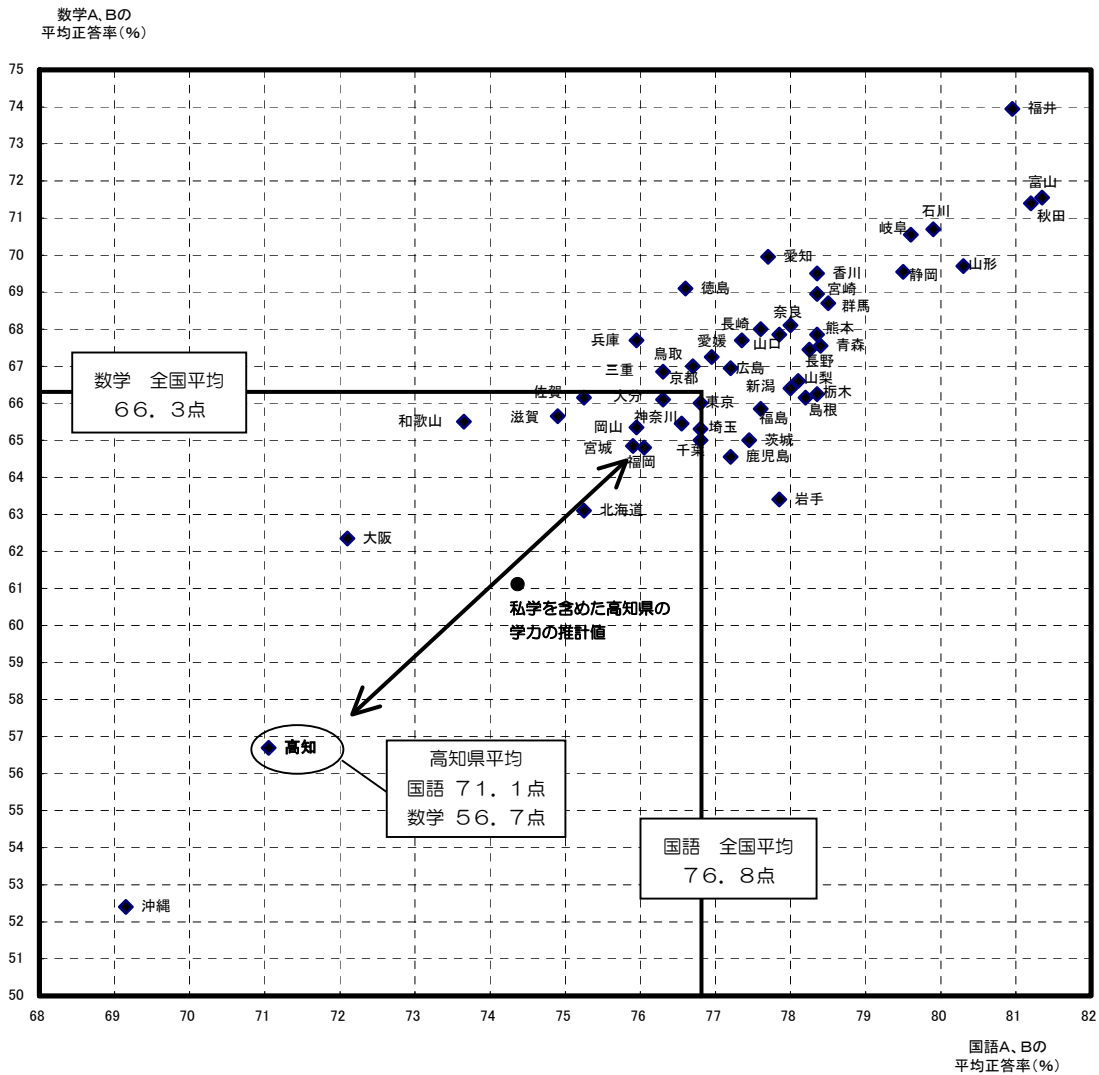
① 児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上

ア 平成19年度全国学力・学習状況調査において、小学校はほぼ全国平均並みであったが、中学校では全国平均を大きく下回る結果となった。

◆全国学力・学習状況調査の正答率

		学校数	国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B
小学校	高知県	243校	81.7%	60.0%	81.6%	60.7%
	全国	22,072校	81.7%	62.0%	82.1%	63.6%
中学校	高知県	115校	78.1%	64.0%	62.8%	50.6%
	全国	10,544校	81.6%	72.0%	71.9%	60.6%

◆中学校 国語と数学の相関図

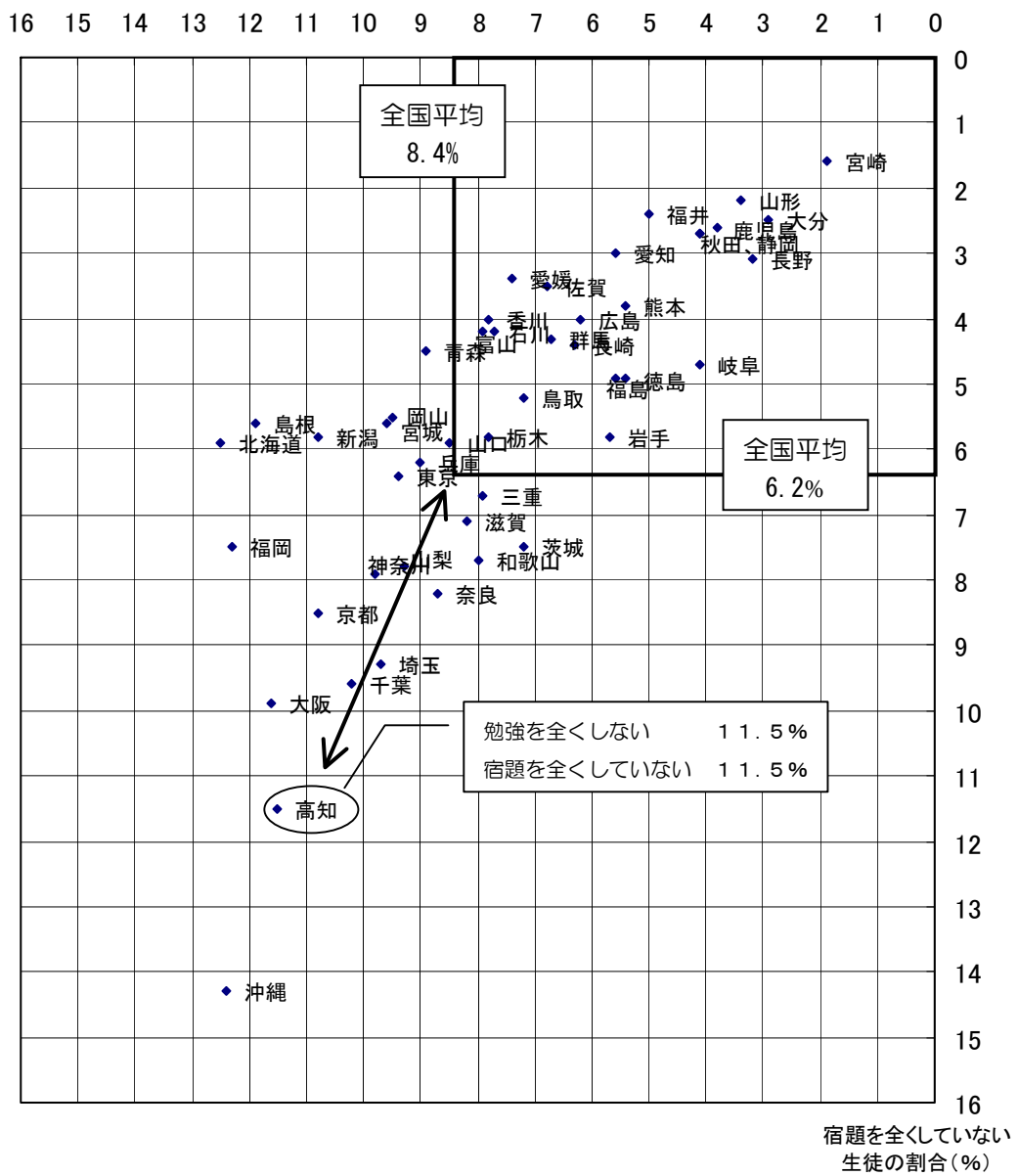


※全国学力・学習状況調査結果より
(国・私立学校は除く。以下同じ)

イ 本県の25%の中学生は、授業以外で1日当たり学習する時間が30分より少なく、全く勉強していない生徒も10%以上いる。また、宿題をしている割合も全国と比べて少なく、家庭での学習が十分に定着していない。

◆中学生「学校以外（普段）での勉強時間」と「宿題」の相関図

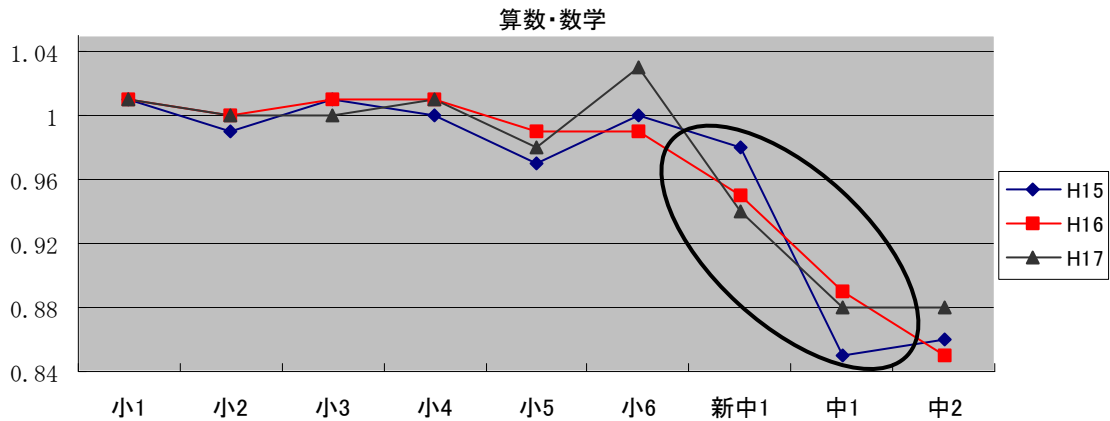
授業時間以外に勉強を全くしない
生徒の割合(%)



※全国学力・学習状況調査結果より

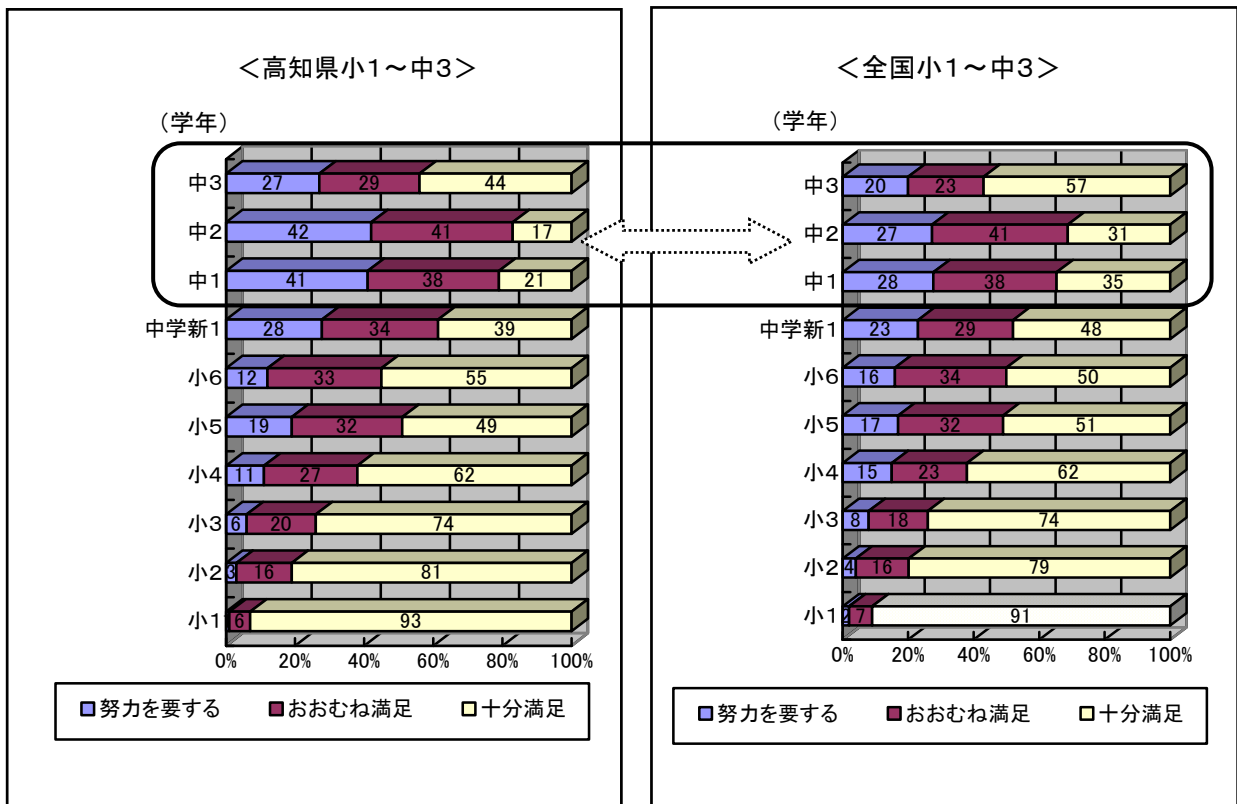
ウ 到達度把握検査の結果から、中学校入学当初は全国平均とほぼ同等の学力にあるものの、中学1年生の3学期では全国平均から大きく低下している現状がある。

◆公立小中学校における到達度把握検査結果の算数・数学の県平均結果



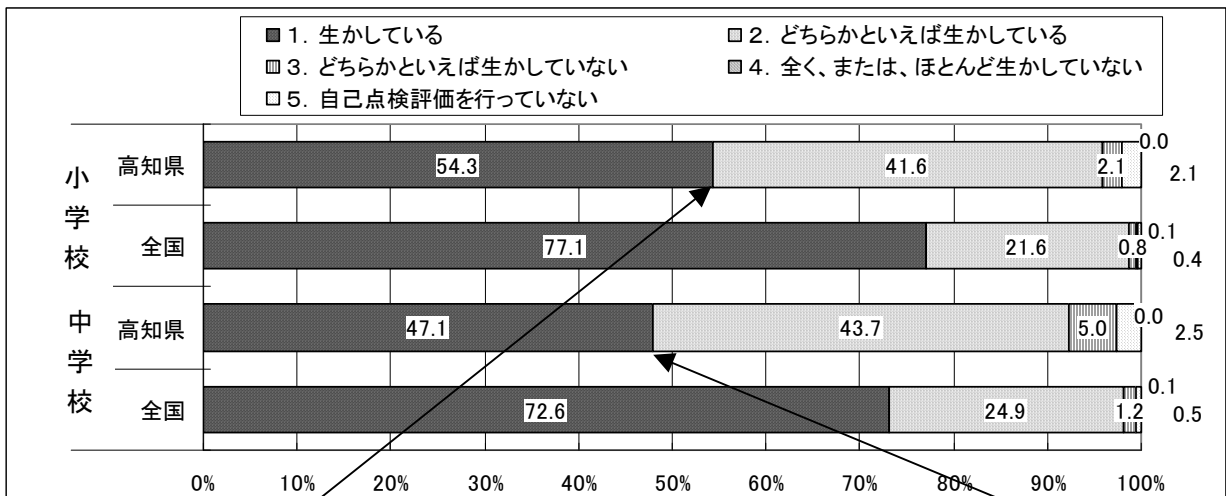
- ・市町村によって、実施学年は異なる。
- ・各学年の3学期又は次の学年の始めに実施した到達度把握検査の結果 (ただし、「新中1」は、中学1年の1学期に実施)
- ・縦軸の数值は、「高知県得点率÷全国得点率」で、0.9以上1.1以下は「全国平均とほぼ同等」、0.8以上0.9未满是「全国よりやや低い」

◆平成17年度後期～平成18年度前期実施分 算数・数学評定分布率 (国・私立学校は除く。)



エ 学力向上等の施策を実施することに止まる傾向があり、PDCAサイクル（計画(Plan)をたて、実行(Do)し、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み）が十分に機能せず、児童生徒の学力を向上させる取組が詰めきれていない。

◆学校の自己点検評価の結果を学校運営の改善に生かしていますか



(小) 全国比較：－22.8ポイント

(中) 全国比較：－25.5ポイント

※全国学力・学習状況調査結果より

学校の自己点検評価の結果を学校運営の改善に生かしている学校の割合は、小・中学校とも全国平均では約3校に2校であるのに対し、高知県では約2校に1校である。

1 学校における取組

(1) 学力向上対策

② 教職員の指導力の向上

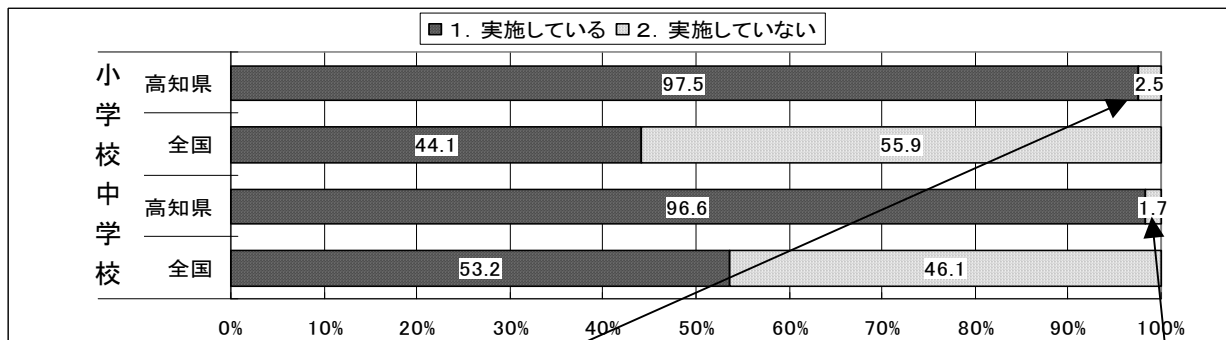
ア 全国と比較して教員1人当たりの児童生徒数も少なく、また教員は、授業評価や研修に取り組んできたものの、基礎学力の定着と学力の向上が十分でない。

◆公立学校の教員1人当たり児童生徒数 (単位：人)

年 度	8 年度		19 年度	
	高知県	全国	高知県	全国
小学校	12.9 (全国最小値)	19.0	11.5 (全国最小値)	17.1
中学校	10.3 (全国最小値)	16.5	9.5 (全国最小値)	14.5

※「平成8年度学校基本調査」及び「平成19年度学校基本調査」より

◆児童生徒による授業評価を実施していますか

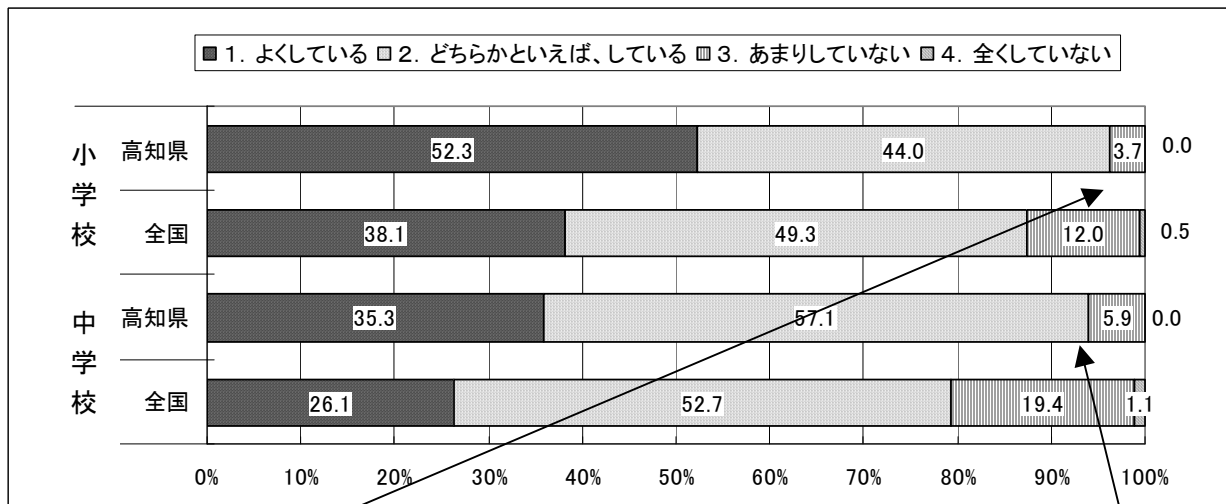


(小) 全国比較：+53.4ポイント

(中) 全国比較：+43.4ポイント

※全国学力・学習状況調査結果より

◆基礎学力の定着について、研修を行っていますか



(小) 全国比較：+8.9ポイント

(中) 全国比較：+13.6ポイント

※全国学力・学習状況調査結果より

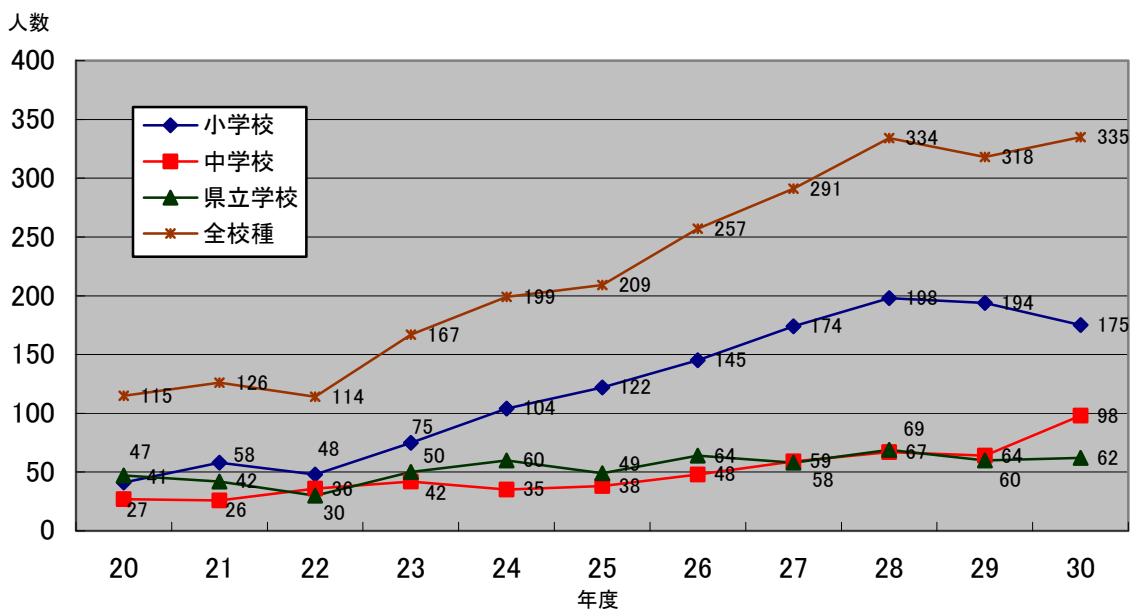
イ 本県には小規模校が多く、中学校では教科担任が1人となることが多いため、校内では同じ教科で切磋琢磨する機会に恵まれていない。

ウ 今後、新規採用者数の増加が見込まれるため、より良い教員が採用されるシステムの構築に引き続き取り組むとともに、質の高い受審者を増加させる必要がある。

エ 指導主事の計画的な育成や、指導主事を活用して校内研修の内容をより充実させる取組が十分にできていない現状がある。

◆平成20年度の中学校における教科担任1名の学校数（5学級以下の学校数）
68校（中学校118校のうち57.6%）

◆定年退職者数の推移（平成20年度末～平成30年度末）



1 学校における取組
 (1) 学力向上対策
 ③ 就学前の取組

ア 乳幼児期は人間形成の基礎を培ううえで非常に重要な時期であるが、幼児教育の重要性に対する理解がまだ十分に進んでいない。

イ 地域間・施設間・保育者間で研修への取組に温度差がある、また、就学前に育てたいこと（主体性・基本的な生活習慣・人とかかわる力等）の共有化が十分に図られていない。

ウ 保育所と幼稚園間の交流などの連携がまだ十分でない。

エ 保・幼・小の連携がまだ十分でないため、幼児教育が小学校教育に円滑に接続されていない。

◆保育所と幼稚園の行政窓口を教育委員会に一本化した市町村数

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	合計
市町村数	1	—	1	4	—	1	2	9

◆平成 16 年度～19 年度 保育を開いた園数（園内研・ブロック研・モデル事業）

園 数	保育所（278）		幼稚園（58） <small>附属幼稚園を除く</small>		認定こども園 （3）
	公立（176）	民営（102）	公立（26）	私立（32）	
保育を開いた園数	39	15	23	5	3
実施割合（%）	22.2	14.7	88.5	14.3	100
	19.4		48.2		100

・「保育を開く」とは、園内研修やブロック研修など保育を公開して研究協議を行うこと

才 待機児童の解消や延長保育など、仕事と子育ての両立に向けた保育サービスが十分でない。

◆認可保育所の延長保育等（11 時間を超える）の実施状況

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
延 長 保 育 実 施 数	70	76	82	84 (30.2%)
病児・病後児保育実施数	6	8	8	8

◆幼稚園の預かり保育実施園数

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
私 立	29	29	29	29 (90.6%)
公 立	15	16	16	16 (64.0%)

仕事と子育ての両立を支援するために、地域のニーズに応じた保育サービスの実施を市町村や設置者に、より一層働きかけていくことが必要

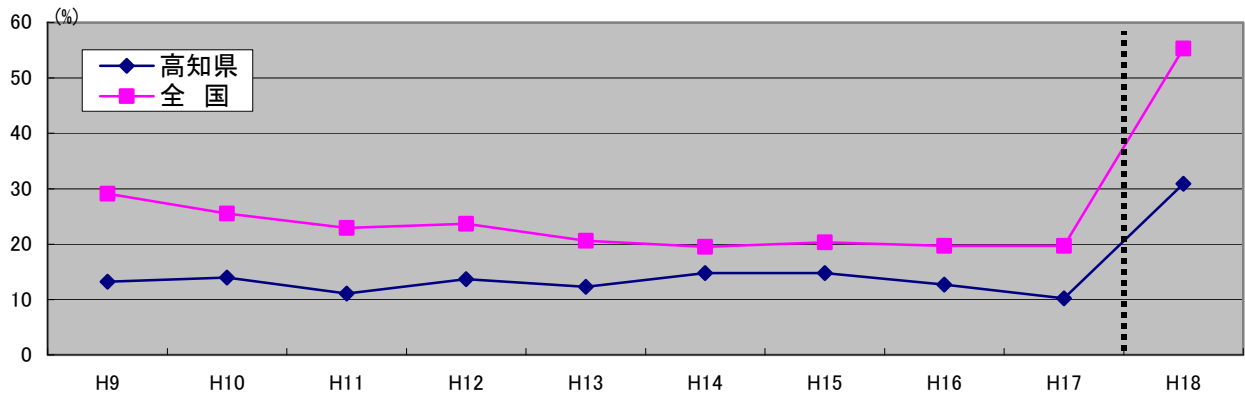
1 学校における取組

(2) いじめ・不登校等対策（心の教育）

ア いじめの学校認知率は全国平均を下回っているが、いじめは潜在化しておきるものであることの認識をさらに深める必要がある。

イ 平成18年度の暴力行為の発生率は全国ワースト1位（3年連続）、不登校の発生率はワースト2位である。

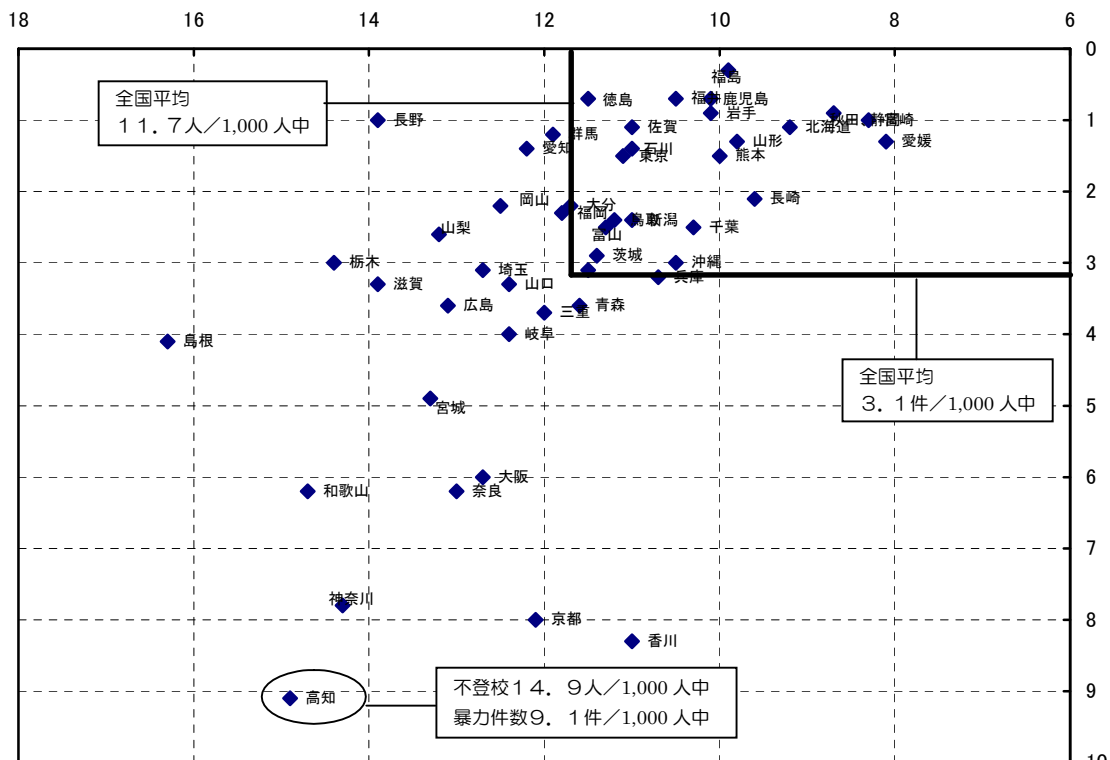
◆いじめを認知した学校の割合（公立）



※18年度にいじめの定義が変更され、これまでいじめとされていなかった児童生徒間に起こる事象がいじめと認知されるようになり、数値が前年度より増加

◆平成18年度 不登校出現率及び暴力行為発生率

1000人当たりの
不登校児童生徒数
(国公私立 小・中)



1000人当たりの
暴力行為発生件数
(国公私立 小・中・高)

ウ いじめ、不登校、暴力行為などに対応するための校内体制が未整備であったり、組織的な取組に温度差が見られる。

エ 教職員が児童生徒の心の状態をきめ細かく把握できるような調査や分析をさらに検討する必要がある。

オ 専門的な資格を持つ臨床心理士の配置など、児童生徒の深刻なケースや突発的な問題にも緊急に対応できる体制の整備が十分ではない。

◆公立学校におけるいじめ問題への対応状況（17年度）（単位：％）

		職員会議等での共通理解	全校実態調査	相談体制整備	学校全体での指導	家庭・地域協力	学校通信等での家庭との協力	養護教諭が指導	SC・心の教室相談員	その他
小学校	高知県	78.8	21.5	27.6	58.7	19.6	26.6	15.4	14.1	2.2
	全国	75.7	35.2	52.4	57.0	26.1	29.1	22.3	14.1	4.2
中学校	高知県	83.5	36.8	33.1	63.2	21.1	22.6	21.8	20.3	6.0
	全国	84.7	46.1	67.4	64.2	32.8	33.5	34.0	45.3	7.5
高等学校	高知県	85.7	14.3	40.5	54.8	19.0	14.3	28.6	35.7	19.0
	全国	68.6	24.7	44.6	46.7	14.0	15.2	27.0	21.9	14.7

・複数回答あり

全国と比べ小・中学校ともに相談体制の整備が課題

◆心の教育センターにおける教育相談件数等（単位：件）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度
来所相談	577	573	791	933
電話相談	1,439	1,291	1,229	1,192
Eメール相談	472	476	463	445

力 児童虐待では、虐待に関する個々の情報の把握や関係機関との主体的な連携などについて取組が十分にできていなかった。

◆児童虐待事件における教育関係機関の問題

高知県児童虐待死亡事例検証委員会報告書（平成20年6月）〈抜粋〉

3 小学校（教育機関）の対応について

(1) 虐待対応の認識と主体性

- ・虐待に対する対応において主体性の意識が欠如し、児童相談所任せであったという課題がある。
- ・虐待に対する課題意識や専門的な知識がなかったことに課題がある。
- ・児童虐待に対する想像力が無く、危機意識に課題がある。

(2) 組織的対応

- ・学校内で児童虐待の情報共有に課題がある。
- ・児童虐待の組織的対応に課題がある。

(3) 教育委員会との連携

- ・南国市教育委員会は主体性を持って学校をサポートしていく姿勢に課題がある。
- ・小学校と南国市教育委員会は、相互が連携して取り組むという姿勢に課題がある。
- ・県教育委員会は、もう一步踏み込んだ対応や支援が無かった点に課題がある。

(4) 危機管理対応能力

- ・管理職が児童虐待に対する危機感を共有できなかった点に課題がある。
- ・管理職が虐待に関する危機管理や、ケース対応の十分な研修を受けておらず虐待に関する理解が不十分な点に課題がある。

2 家庭における取組

ア 読書が好きな子どもの割合は全国平均以上であるが、家庭や図書館で全く読書をしていない中学生が約 36%おり、学校で実施している全校一斉の読書活動が家庭や図書館での読書活動に十分生かされていない。

◆読書に関する調査

(1) 全校一斉の読書活動実施学校数

	17 年度		18 年度		19 年度	
	高知県	全 国	高知県	全 国	高知県	全 国
小 学 校	98.9%	91.3%	98.4%	93.7%	98.8%	94.4%
中 学 校	97.5%	78.0%	100.0%	81.2%	94.9%	84.1%
高等学校	64.7%	34.7%	67.6%	37.8%	67.6%	36.9%

※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」より

(2) 「家や図書館で普段（月～金曜日）1日にどのくらいの時間読書をしますか。」

	読書を全くしない		読書時間 10 分より少ない	
	高知県	全 国	高知県	全 国
小学 6 年	21.1%	21.2%	16.0%	14.8%
中校 3 年	36.3%	37.7%	12.1%	11.4%

※ 全国学力・学習状況調査検査結果より

◆読書環境の状況

- ◇ 公立図書館設置率 全国 41 位 (H18)
- ◇ 都道府県図書館別予算 全国 44 位 (H17)
- ◇ 公立図書館職員のうち司書有資格者（非常勤を含む）
全国 31 位 (H17)
- ◇ 公立図書館への登録率 全国 47 位 (H17)
- ◇ 1000 人あたりの貸出数 全国 40 位 (H17)

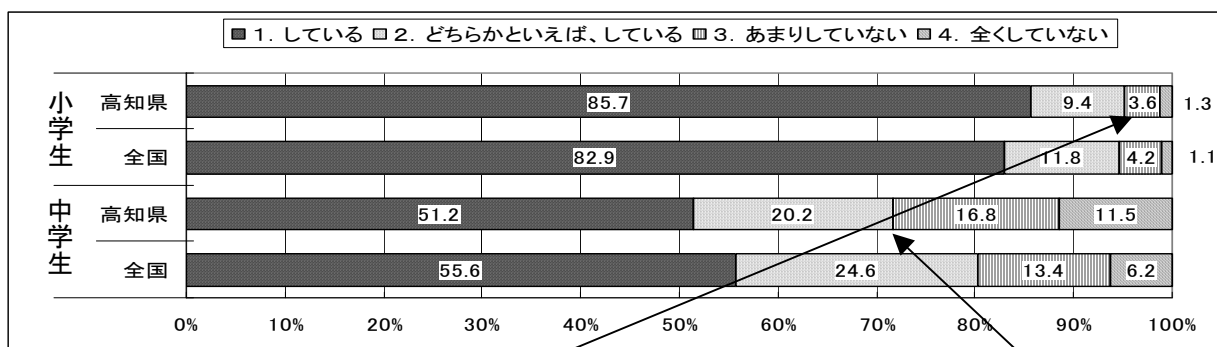
イ 朝食の摂取率では全国並みの水準を達成したが、宿題や予習をしている割合が全国と比べて少なく、家庭での学習が十分に定着していない。

◆朝食を毎日食べる子どもの割合

年度	14年度	19年度
小学生	83.4%	88.9%
中学生	77.1%	79.5%
高校生	67.8%	73.7%

※「児童生徒の生活スタイル調査」より

◆家で学校の宿題をしていますか



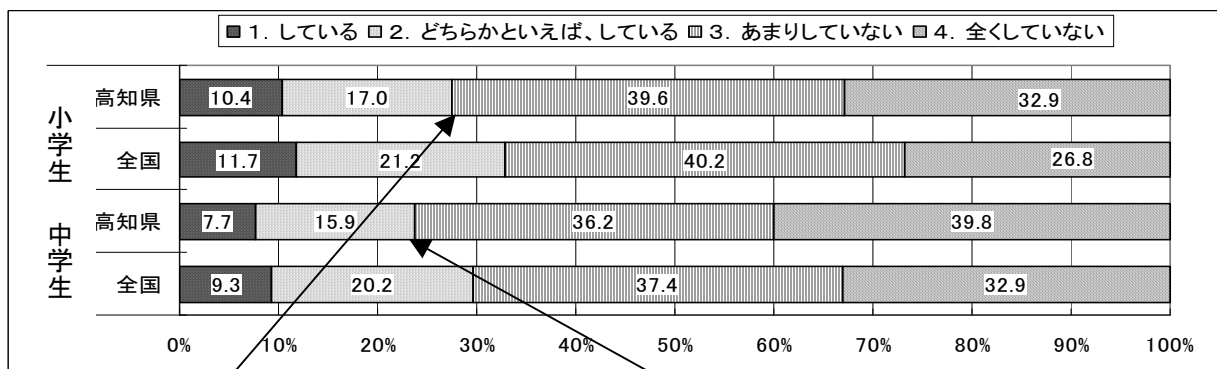
(小) 全国比較：+0.4ポイント

(中) 全国比較：-8.8ポイント

※全国学力・学習状況調査結果より

宿題をしている小学生の割合は全国とほぼ同じであるが、中学生の割合は全国と比べて少ない。

◆家で学校の授業の予習をしていますか



(小) 全国比較：-5.5ポイント

(中) 全国比較：-5.9ポイント

※全国学力・学習状況調査結果より

予習をしている割合は小・中学生ともに全国と比べて少なく、宿題の出し方等に工夫が必要である。

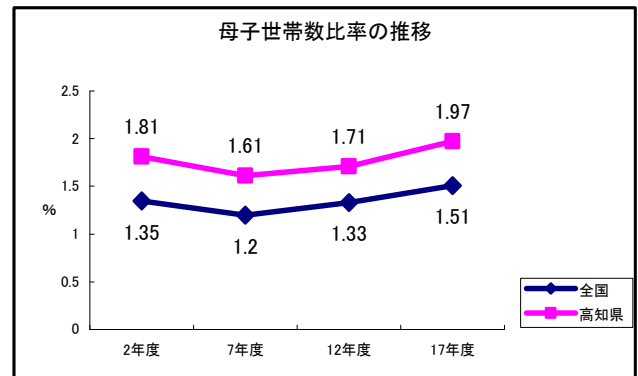
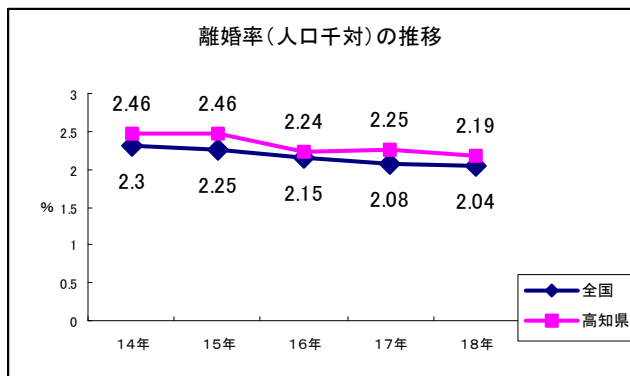
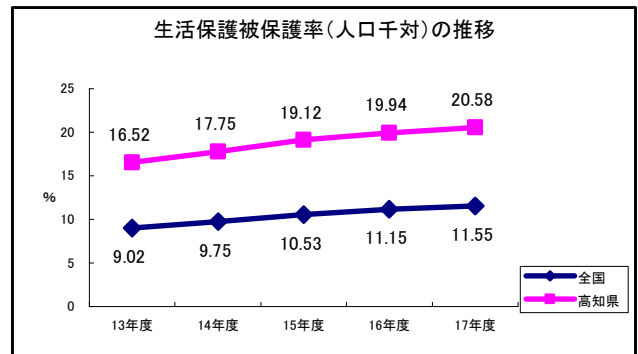
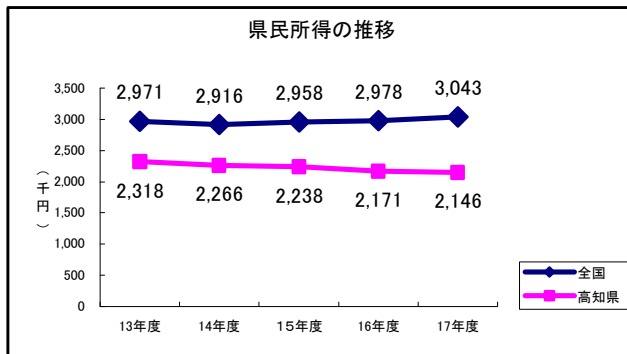
ウ 就学援助率の上昇傾向に見られるように、経済面でも厳しい家庭が増加していることが、自学自習の基となる家庭学習が十分に定着していない要因の一つと考えられる。

◆公立小中学校就学援助率の推移

年 度		13年度	14年度	15年度	16年度
小 学 校	補助児童数 (A)	7,744 人	8,415 人	9,034 人	9,586 人
	県全体児童数 (B)	43,554 人	43,274 人	43,094 人	42,584 人
	就学援助率 (A/B)	17.78%	19.45%	20.96%	22.51%
中 学 校	補助生徒数 (A)	4,629 人	4,846 人	5,228 人	5,380 人
	県全体生徒数 (B)	21,027 人	19,568 人	18,318 人	17,258 人
	就学援助率 (A/B)	22.01%	24.76%	28.54%	31.17%

・16年度で県の補助制度が終了したため、17年度以降の集計データなし

◆高知県の社会の現状

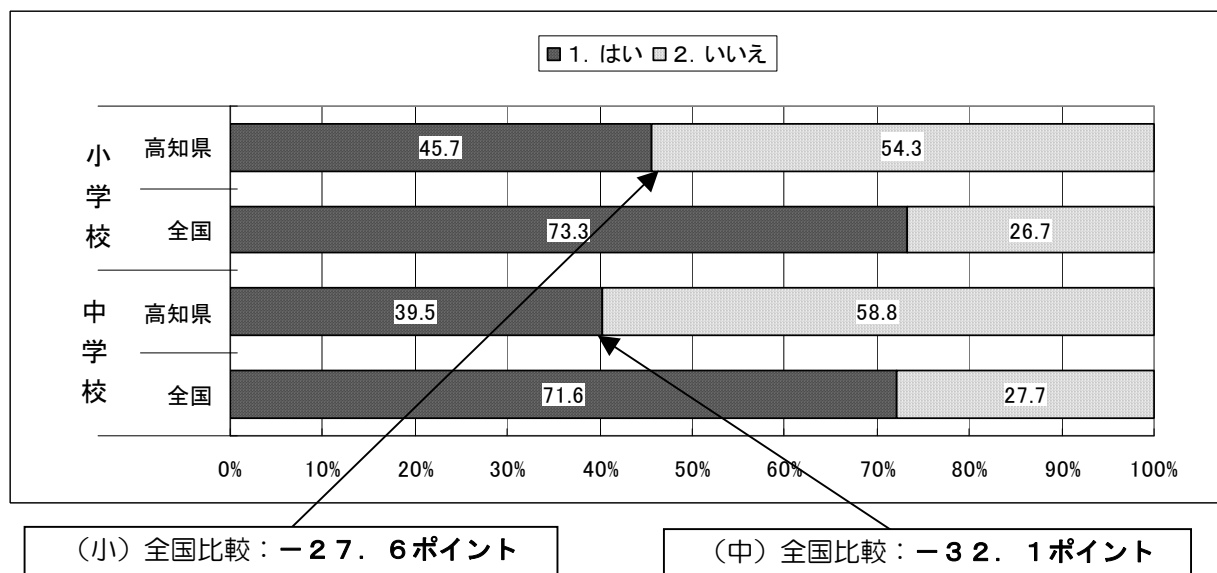


3 地域における取組

ア 地域教育推進協議会での議論内容やそれを受けた取組に、地域間で大きな差が生じたり、また組織的・継続的な活動にならなかった場合も見られた。

イ 学校の開かれ度は高まってきたが、地域や保護者への情報提供はまだ十分ではない。学校評価についても保護者や地域へのアンケートが十分に生かされていない。

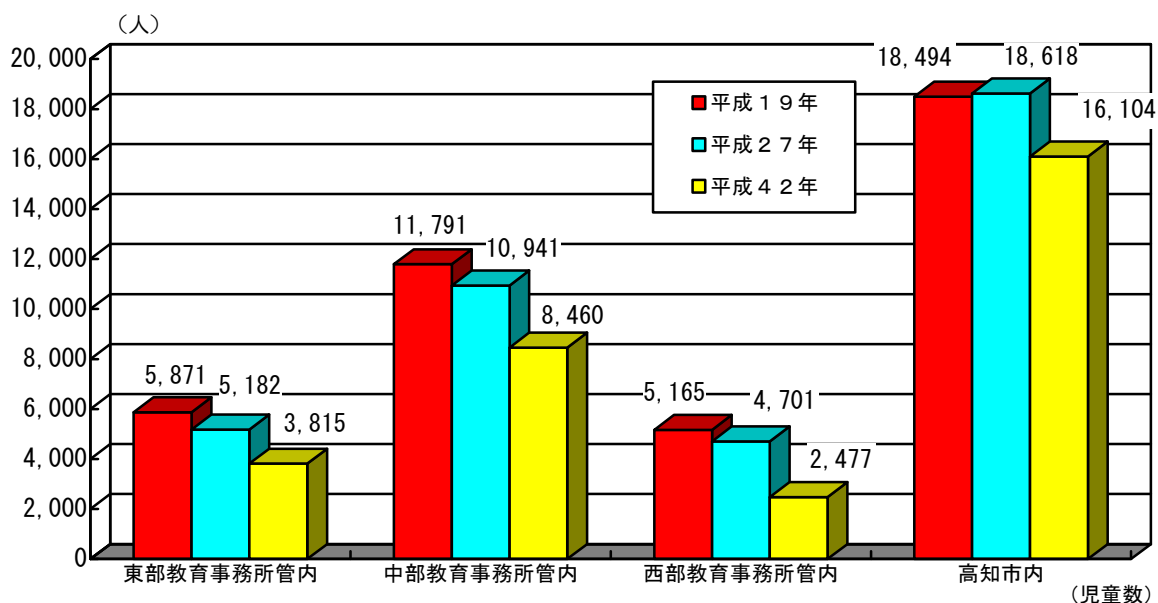
◆学校の教育活動の情報について、ホームページを開設して情報提供を行っていますか。



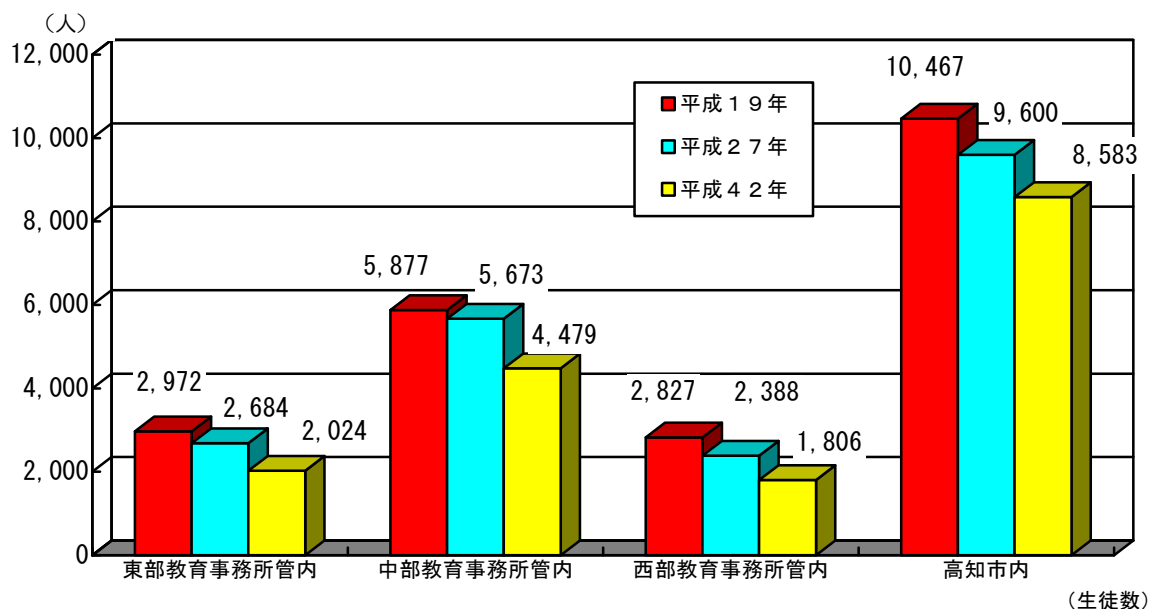
※全国学力・学習状況調査結果より

ウ 市町村合併や地域教育指導主事の配置終了（平成 17 年度末）により、市町村では地域教育を再構築している段階である。また、少子高齢化や過疎化が、学校行事や社会教育活動の実施に影響を与えている。

◆平成 27 年、平成 42 年の小学校児童数の推移



◆平成 27 年、平成 42 年の中学校生徒数の推移



児童生徒数の減少を踏まえ、家庭や地域で学校を支える在り方を考えることが必要

エ 地域の学校教育施設や人材などを、地域の子どもたちの育成のために、積極的に活用する仕組みづくりが十分でない。

◆放課後子どもプラン実施状況

年 度		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
放課後児童クラブ	実施市町村数	27	22	23	22
	ク ラ ブ 数	97	101	109	113
放課後子ども教室	実施市町村数	—	—	—	17
	教 室 数	—	—	—	48

◆平成20年度実施状況

	実 施 数	実施市町村数（市町村数）
放課後児童クラブ	126	22（34）
放課後子ども教室	60	22（34）
放課後児童クラブ・子ども教室の両方若しくは片方の実施	152 / 250校 （実施率 60.8%）	—

- ・放課後児童クラブ：共働きなど留守家庭の概ね10歳未満の児童に、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する
- ・放課後子ども教室：すべての子どもを対象とし、地域の方々の参加を得て学習支援や体験活動などを実施する

第3 今後の方向性と具体的な方策

1 学校・学級改革

～児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上～

今後の方向性

- 1 自ら学ぶ力を育てる教育の推進
将来の夢や希望を描き、自己実現を目指すことができるよう、全ての教育活動を体系化し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育に全教職員で取り組むことにより、興味関心や意欲を育てる学習活動を促進する。
- 2 小中学校を通して学習内容を確実に定着させる仕組みづくり
 - (1) 家庭学習を定着させるため、予習・授業・復習のサイクルが自然に成り立つような、宿題も意識した授業づくりを行う。
 - (2) 学習内容の小さなまとまり（単元）ごとに確実な定着を図り、該当学年において身につけるべき学力を保証する取組を進める。
 - (3) 学校全体で家庭学習の質と量の向上に取り組み、特に中学校では、担当教員が宿題の内容の定着状況の確認や家庭学習の点検・支援を行うとともに、外部人材の活用などにより、日々の指導を徹底・充実していく。

具体的な方策

＜発達段階に応じたキャリア教育の推進＞
発達段階にあわせて、「人間関係を築く力」、「働くことや仕事を理解する力」、「将来を設計する力」、「意思を決定する力」の4つの力をバランスよく身に付けられるよう支援する。

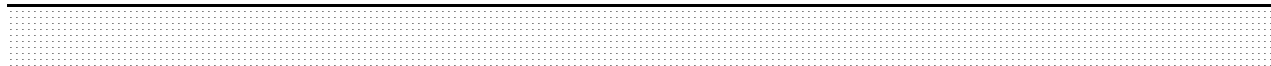
＜学校改善プラン＞
各学校の学力向上に向けた具体的な取組（学校改善プラン）を支援する。

＜学力向上推進チームの設置＞
学校改善プランを重点的に支援するため、学力向上推進チームによる学校訪問指導を実施する。

＜算数・数学学力定着事業＞
単元ごとに一人ひとりの習熟の度合いを把握・分析し、指導・支援を行い、学習内容の確実な定着を図るため、算数・数学について単元テストを実施することで、県全体の算数・数学の底上げを行う。

＜少人数学級編制の研究校の拡大＞
生徒一人ひとりが、学校集団にスムーズに適応し、学ぶ楽しさを実感し、基本的な学習習慣や基礎的な学力を身につけることができるよう、中学校の少人数学級編制の研究校を拡大する。

＜学習ガイダンスの推進＞
中1ギャップを解消し、小学校から中学校への学校生活や学習がスムーズにつながるよう、新入生を対象とした人間関係づくり及び学習の仕方などのオリエンテーションを実施する。



H20	H21	H22	H23
-----	-----	-----	-----

到達目標

キャリア教育の 実践研究指定事 業の実施	→		
----------------------------	---	--	--

キャリア教育の意義の 共通理解と系統的な教育 の実施

プランに基づく 指導・助言	→		
------------------	---	--	--

各学校の改善プランの 目標の達成

プランに基づく 指導・助言	→	2年間の取組 を踏まえ新た な対策を検討 実施	→
------------------	---	----------------------------------	---

重点的に支援する学校 の学力向上のPDCAサイ クル（計画を立て、実 行し、その評価に基づい て改善を行うという工 程）の確立
--

◆実施学年 中1～3	◆実施学年 小4～6 中1～3	◆実施学年 小1～6 中1～3	→
---------------	-----------------------	-----------------------	---

全国学力・学習状況調 査結果における全国水準 までの上昇

◆中学校30人学級 編制研究指定校 全学年を対象 3校 中1のみ対象 14校	市町村の意 向を踏まえ た柔軟な教 員定数の配 置	→	
---	---------------------------------------	---	--

学力不振や不登校・い じめ問題等「中1ギャッ プ」の解消を図り、学習 習慣を定着させる。

成功事例の収集と 紹介	(質の向上)	→	
----------------	--------	---	--

1 学校・学級改革

～児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上～

今後の方向性

- 3 学力向上のための目標設定と課題を有する学校への重点支援
学校全体で学力向上のための目標を設定し、PDCAサイクルにより目標が達成できるよう学校の組織的な取組を支援する。
学力の定着状況に課題を有する地域や学校に対しては、校内の学力向上対策の企画やコーディネートを行う指導的な教員、専門的な知識や技能を持った教員OBなどを計50名程度配置する。
- 4 高校入試制度の見直し
中学生の学習意欲を引き出し、義務教育で必要である学力の定着を図る観点などから高等学校の入試制度の改革を進める。

具体的な方策

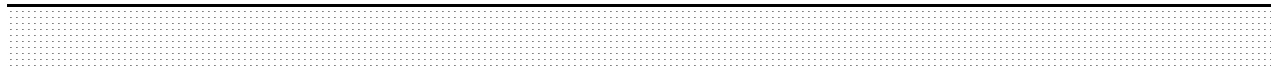
＜学力向上のための学校重点支援事業＞
（指導改善加配）
学力向上に意欲的に取り組む学校を支援するため、学校全体で学力向上に取り組むための企画やコーディネートを行うための教員を加配する。

（教科指導エキスパート派遣）
専門的な知識や技能を持った退職校長等を、学力向上指導改善のための加配をする学校に、主に数学・国語の教科指導のエキスパートとして派遣し、指導改善のための支援や助言等を行う。

（中学校学力向上対策非常勤講師配置）
教員が子どもと向き合う時間を拡充するため、授業での個別学習や放課後の補充学習の支援、家庭学習の点検及び支援を行う非常勤講師を配置する。

＜学力向上実践研究事業＞
高知県小中学校長会が行う学力向上に関する実践研究に対して補助を行う。

＜高校入試制度の見直しの検討＞
高等学校入学者選抜制度や学区制度等の見直しを行う。



H20	H21	H22	H23
-----	-----	-----	-----

到達目標

◆配置学校数 小学校 5校 中学校 15校	(拡充)		
◆配置人数 非常勤35名			

小・中学校における児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上を図るため、授業改善をはじめとする校内の組織的なPDCAサイクル（計画を立て、実行し、その評価に基づいて改善を行うという工程）を確立し、学力の定着状況を全国水準まで向上させる。

◆研究テーマ ①単元テストシステムの有効活用 ②統一的な学習状況調査の在り方 ③学校評価の在り方	◆研究テーマ例 ①教員の子どもと向き合う時間の拡充に向けた学校運営 ②家庭学習習慣の定着		
---	--	--	--

校長会の研究機能の活性化

・県立高等学校教育問題検討委員会による答申（8月） ・見直しの検討	(新制度の周知)		
--------------------------------------	----------	--	--

中学生の学習意欲の向上と基礎学力の定着

2 教員指導力改革 ～教職員の指導力の向上～

今後の方向性

- 1 児童生徒が興味関心を持って学べる教科研究の推進
 - (1) 教科研究に励む教員の自主的な活動を推進するため、今年度内を目途に支援センター（窓口）を設け、必要な教材や研究場所を準備する。
 - (2) 教員の指導力を向上させ、教科指導の水準を確保するため、各教科の中核となる教員を育成するための研修を行う。
- 2 学校における組織的・実践的な授業力の向上
 - (1) すべての教職員が自発的に日々研さんする学校組織にするため、教職員のキャリア形成を考えながら、管理職や指導力に優れた教員が、職場での日々の勤務を通して、適切に指導・助言を行うこと（On the Job Training）が必要である。
 - (2) 中学校の授業改善の取組においては、教科担任が1人の学校であっても、どの教科にも共通する指導方法の工夫改善をテーマとして、実践的な校内研修を推進する。

具体的な方策

<教科研究支援機関の設置>

教科研究機能の充実と支援機関の在り方の検討を行うとともに、教育センターにモデルとなる指導案や教材等を体系的に蓄積し、教員の授業研究や教科研究での活用を促す。

<教科ミドルリーダー育成事業>

勤務校での日々の活動と集合研修を通して、教科指導に優れ、専門性を備えたミドルリーダーを育成し、全県的な教科指導力の向上を図る。

<中学校数学授業改善プロジェクト事業>

中学校の数学の学力向上を図るため、3年計画（H19～21年度）で県内の数学科教員の授業力向上のための悉皆研修を実施する。

<中学校国語授業改善プロジェクト事業>

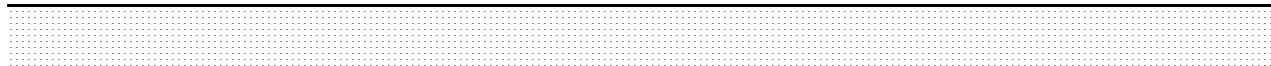
中学校の国語の学力向上を図るため、3年計画（H21～23年度）（予定）で、県内の国語科教員の授業力向上のための悉皆研修を実施する。

<組織的な学校運営の推進>

国が実施する中堅教員中央研修への派遣、主幹教諭等導入の検討、管理職や各主任の役割の明確化などにより、学校組織の活性化・校内OJT体制の強化を行う。

<教科の枠をこえた校内研修の充実>

「教科の枠をこえた授業力向上」や「組織的な校内研修の在り方」等をテーマとした実践研究を行う学校を支援する。



H20	H21	H22	H23
-----	-----	-----	-----

到達目標

<ul style="list-style-type: none"> ・教科研究支援機関の在り方の検討 ・教科研究図書等の購入及びモデル指導案の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科研究支援機関の体制整備（教育センター、教育事務所の機能強化） ・自主研究団体への支援・育成
--	---

<p>教員が自主的に教科研究活動を行うことができる体制の整備</p>

<p>◆教科 小（国・社・算・理・生活） 中（国・社・数・理・英） 各教科5名程度</p>	
---	--

<p>教科指導に優れ、専門性を備えた教員をミドルリーダーとして各地域に育成（4年間で200名程度）する。</p>
--

<p>◆対象 採用11～25年次の中学校数学科教員</p>	
-----------------------------------	--

<p>中学校の国語と数学の授業力を高め、生徒に基礎的・基本的な知識や技能を定着させ、それらを活用する能力を育成するための授業が行われるようになる。</p>

	<p>◆対象 採用11～25年次の中学校国語科教員</p>	
--	-----------------------------------	--

<p>中学校の国語と数学の授業力を高め、生徒に基礎的・基本的な知識や技能を定着させ、それらを活用する能力を育成するための授業が行われるようになる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・学校組織の見直しに関する検討委員会報告書 ・学校組織マネジメント能力向上勉強会を全校長に実施 ・中堅教員の中央研修への派遣30名 	<p>副校長、主幹教諭、指導教諭の配置（検討中）</p>	
---	------------------------------	--

<p>組織的な学校運営による人材育成や授業力の向上</p>

<p>◆学力改善推進 モデル校 小学校 5校 中学校 10校</p>	<p>モデル校の校内研修の手法を全県に普及</p>	
--	---------------------------	--

<p>教科の枠をこえた校内研修を行い、授業力向上を図る。</p>

2 教員指導力改革

～教職員の指導力の向上～

今後の方向性

- 3 小・中学校の効果的な連携
小中合同による授業研究や児童生徒の学習状況等の引継ぎを踏まえた授業づくりなど、小・中学校の効果的な連携を進める。
- 4 指導内容や方法の明確化・標準化
学力向上のための学校支援を効果的に実施するため、多忙な教員を支援する観点も含め、指導項目の精選や単元ごとの補助教材の提示など指導内容や方法の明確化・標準化を行う。
- 5 資質・指導力の高い教員の採用・養成
大学とも連携しながら、教員採用試験の周知など積極的な募集活動を充実するとともに、採用前の大学生や臨時教員などを対象とした勉強会を実施する。

具体的な方策

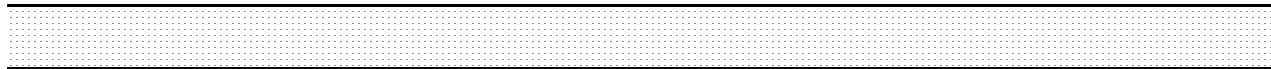
<小中学校の効果的な連携>
市町村教育委員会を通じて、小中学校の連絡協議会の活性化を図り、学力の定着や学習状況に視点を当てた取り組みを進める。

※連絡協議会のテーマ例

- ①全国学力・学習状況調査の結果分析
- ②共通して取り組む学力向上策
- ③9年間を見通したカリキュラムの作成
- ④英語教育小中一貫カリキュラムの作成
- ⑤いじめ・不登校などへの取組

<授業づくりのスタンダード>
授業の「導入」「展開」「まとめ」など基本的な進め方について「スタンダード」を提示する。

<計画的な教員採用・養成の推進>
全国的に教員の大量採用が進んでいる中で、今後、本県においても資質・指導力の高い教員が採用できるよう、募集活動の充実や採用前の大学生や臨時教員などを対象とした勉強会を実施する。



H20	H21	H22	H23	到達目標
<ul style="list-style-type: none">市町村教育委員会への提示学校改善プランや学校評価への反映				各中学校区において、小中一貫した学力向上策が立案され実践化される。
<ul style="list-style-type: none">授業づくりのスタンダードの作成・普及				授業づくりのスタンダードの活用により、授業力の向上と授業のPDCAサイクル（計画をたて、実行し、その評価に基づいて改善を行うという工程）の確立
<ul style="list-style-type: none">県外大学生への説明会の実施（関西、関東等）教員養成勉強会の実施				資質・指導力の高い教員採用試験受審者の増加

3 幼児教育改革 ～就学前の取組～

今後の方向性

- 1 幼児教育の重要性の理解の促進
幼児教育の重要性を広報活動や出前講座などを通して県民へ周知するとともに、市町村における就学前の保育・教育の行政窓口の一本化を推進する。
また、新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく現場支援や研修会を行い、義務教育及びその後の教育の基礎を培う。
- 2 子育て・親育ち支援の充実
親の子育て力を高めるために、子育て支援アドバイザーや指導主事を保育現場に派遣し、子どもの育ちの道筋と大人のかかわり方を周知するとともに、保育士・幼稚園教員の支援力の向上を図る。
- 3 保育所・幼稚園と小学校の効果的な連携
一人ひとりの子どものよりよい発達や学びの連続性の確保のために、保・幼・小の子どもとの交流や教職員の相互理解、連続性を考慮したカリキュラムの構築などを行う。
- 4 認定こども園の推進
保護者の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れることができ、入園児に幼稚園教育要領に沿った教育を行う認定こども園については、設置促進に向けての新たな財政支援を講じる。

具体的な方策

<行政窓口の一本化の推奨>

就学前の子どもを一体的に捉え、幼児教育の充実を図るため、保育所と幼稚園の行政窓口を教育委員会に一本化するよう推奨する。

<より質の高い保育・教育の推進>

県内どこにいても質の高い保育・教育を推進するため、幼稚園・保育所等が行う園内研修などへの現場支援や公開保育・研究協議を行う保育実践スキルアップ推進事業を実施し、保育士・幼稚園教員の資質・専門性の向上を図る。

<子育て・親育ち支援の推進>

地域子育て支援センター・幼稚園・保育所等に子育て支援アドバイザーや指導主事を派遣し、妊婦をはじめとした保護者に子育て相談や講話などを実施し、親育ち支援を行う。
また、安心して出産・子育てができるよう胎児期から乳幼児期における子育て支援情報システム（こうちブレマnet）を運用する。

<保幼小連携の推進>

保・幼・小連携推進モデル事業を実施し、小学校への円滑な接続に向けた保・幼・小連携を推進する。

<認定こども園推進事業>

認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や人件費等にかかる経費について助成する。

H20	H21	H22	H23
-----	-----	-----	-----

到達目標

行政窓口を一本化 2町	行政窓口を一本化 2市町村	行政窓口を一本化 2市町村	行政窓口を一本化 2市町村
----------------	------------------	------------------	------------------

15市町村 新たに8市町村

新保育所保育指針・新幼稚園教育要領説明会	
保育所保育指針説明会 1,575名(57%) 幼稚園教育要領説明会 400名(90%)	保育所保育指針説明会 1,197名(43%) 幼稚園教育要領説明会 46名(10%)

保育士・幼稚園教員に 幼児期に身につけなければ ならない力や保育内容の 理解を徹底
--

新しく公開保育を 実施した施設数 10園増加	新しく公開保育を 実施した施設数 16園増加	新しく公開保育を 実施した施設数 12園増加	新しく公開保育を 実施した施設数 14園増加
<ul style="list-style-type: none"> ○保育実践スキルアップ推進事業 ○園内研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・園内研修会 ・ブロック別研修会 ・認定こども園研修会 			

新たに52園
保育を改善し保育内容を 充実させるため、公開 保育施設数を135園まで 増加(約40%) (H19年度末：83園)

地域子育て支援センター、幼稚園、保育所等への子育て支援アドバイザー や指導主事の派遣回数			
20回	25回	25回	30回
「子育て・親育て支援事業」の 評価検証			

子どもの育ちの道筋と 大人のかかわり方の理解 度の向上
子育て支援アドバイ ザー及び指導主 事の派遣回数 (100回)

保・幼・小連携推進モデル 事業の実施 3市町村(7協力園校)	成果発表・ リーフレット 作成	リーフレットを活用した 成果の普及
--------------------------------------	-----------------------	----------------------

子どもと教職員の日常 的な交流や、幼児教育・ 小学校教育現場が、それ ぞれ連携を見通したカリ キュラムを構築するな ど、連携地域の拡大
--

認定こども園 に移行するた めの財政支援	21年度から5年間で20施設認定を目標
----------------------------	---------------------

25年度までに20施 設を認定

4 心の教育改革 ～いじめ・不登校等対策～

今後の方向性

- 1 児童生徒理解の徹底
予防的な観点から、児童生徒が仲間と共に学び合い、いじめ・不登校を生じさせない学校づくりを進めるため、全教職員が児童生徒に寄りそい、カウンセリングマインドを持って一人ひとりの成長を支援していく。
- 2 道徳の充実等における心の教育の推進
 - (1) 自制心や生命の尊重など道徳教育を充実することにより、学校教育活動全体を通じた心の教育の充実を図る。
 - (2) 児童生徒のコミュニケーション能力を高め、課題解決を図る力が身につくような児童生徒の人間関係づくりに係るプログラムづくりに取り組む。
- 3 豊かな心や創造性を涵養する情操教育の推進
自然や文化、芸術とふれあう活動を通して、児童生徒の感性を高め、情操を育む教育を推進する。

具体的な方策

<不登校やいじめを生じさせない学校づくりの研究実践>

人権教育の基盤に立ち、不登校やいじめを生じさせない学校をつくるため、人間関係づくりや社会性、コミュニケーション能力の育成など人と人をつなぐ力を育むための実践研究を行う。

<予防的な視点に立った実態調査の実施>

長期欠席、問題行動、児童虐待に関して、予防的な視点に立った調査を実施し、教職員の意識改革や実態に基づいた支援を行う。

<児童虐待・いじめ等に関する学校支援の充実>

全教職員がカウンセリングマインドを持って児童生徒に寄りそい、学校での組織的な対応をさらに高めるため、教職員向けの児童虐待やいじめ防止のマニュアルを作成し、県内のすべての学校に徹底する。いじめ・不登校・児童虐待等に関する体系的な研修を行うとともに校内研修の促進を図り、全教職員の実践力を高める。

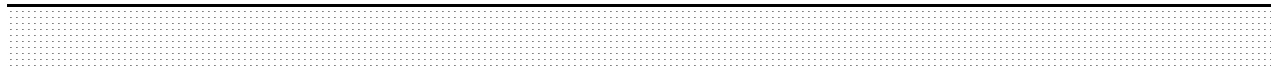
<道徳教育の充実と推進>

創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を活性化させ、指定校等での研究成果をすべての小・中学校に普及する。

<体験活動の推進>

幼少期（10歳ごろまで）における、親子で様々な感動を体験するプログラム（自然・文化・社会体験）等を策定し、青少年教育施設やNPO等に普及して実施することにより、次代を担う子どもたちの育成を図る。

学校教育において、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育むために、充実した社会体験や自然体験等の様々な体験活動を実施する。



H20	H21	H22	H23	到達目標
<p>子どものコミュニケーション能力を高める実践研究の実施</p> <p>◆研究指定校 小学校 4校 中学校 2校 県立学校 1校</p>	研究成果の普及と新たな指定	→		人間関係プログラムの作成及び県内への普及
<p>児童虐待、いじめ防止のための対応の徹底及び組織体制づくり</p>	→			地教委と学校が主体的に地域や関係機関と連携を図り、課題について対応、解決していく。
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応ガイドライン・いじめ対応ガイドライン作成 体系的研修（初任者研修、5、10年次研修、新任管理職研修）及び校内研修の実施 	体系的研修及び校内研修の充実	→		全教職員一人ひとりが、児童虐待やいじめに主体的に対応できる力を身につける。
<p>◆研究指定校 小学校 4校 中学校 3校 高等学校 1校</p> <p>・道徳教育研究協議会</p>	研究成果の普及と新たな指定	→		すべての小・中学校において道徳教育を充実させ、児童生徒に豊かな心を育む。
<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会でプログラム検討 プログラムの試行と検証（団体等に委託） プログラムの普及 <p>◆研究指定校 小学校 6校 中学校 3校</p>	<ul style="list-style-type: none"> プログラム拡充 指導者の育成 施設やNPOでの活用促進 	→		自然・文化・社会体験など様々な活動を充実させることにより、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む。

4 心の教育改革 ～いじめ・不登校等対策～

今後の方向性

- 4 組織的な学校・学級経営の確立
- (1) いじめや不登校問題の重大性を全教職員が再確認し、初期対応の迅速化や学級担任に対するフォローなど、管理職を中心とした組織的な対応をさらに高める必要がある。
 - (2) 学校を取り巻く環境が複雑化する中で、いじめや児童虐待に対応するマニュアル作成など学校に対して指導方針を明確に示していく。
 - (3) 児童生徒の心の状態を客観的に把握できるアンケート調査の実施・分析を充実し、学級経営の質を高めていく。
- 5 相談体制の充実
- (1) 心の教育センターの相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など体制整備を充実するとともに、臨床心理士の資格の取得を促進していく。
 - (2) 児童相談所への教員の派遣を増やすなど関係機関との有機的な連携をさらに深めていく。

具体的な方策

＜温かい学級づくり応援事業（Q-Uアンケートの普及・定着）＞

いじめや不登校等を早期に発見し、学級状況の改善に役立てるためのアンケートを全小中学校で実施するとともに、活用研修や訪問指導等の支援を行う。

＜スクールカウンセラーの配置＞

児童生徒や保護者等の不安や悩みにきめ細かな対応を行うため、スクールカウンセラー（SC）や心の教育アドバイザー（AD）を配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。

＜スクールソーシャルワーカーの配置＞

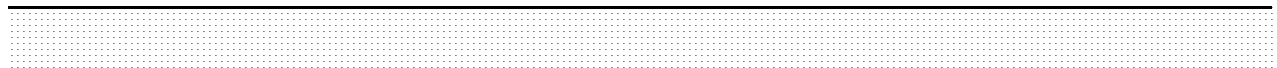
いじめ、不登校、児童虐待などの問題に対応するため、学校と関係機関とを繋ぎ、問題解決のためのトータルコーディネート役割を担うスクールソーシャルワーカー（SSW）を市町村に配置する。

＜心の教育センター教育相談体制の強化＞

学校からの支援要請に応えるための「出張教育相談」や来所、電話、メール等による教育相談を充実するため、心の教育センターの体制を強化する。

＜若者の学びなおしと自立支援事業＞

中学校卒業後や高校中退後に進路が決まっていない子どもたちを支援するため、「若者サポートステーション」を設置して、教育、福祉、医療、労働の各機関と連携して社会的自立ができるよう取り組む。



H20		H21		H22		H23		到達目標
<ul style="list-style-type: none"> アンケート説明会開催 アンケート実施 訪問指導 		<ul style="list-style-type: none"> 実施助成 1/2補助 活用研修 						全小中学校でのQ-Uアンケート活用の定着
<ul style="list-style-type: none"> ◆配置校 小学校 21校 中学校 67校 高等学校 25校 		<ul style="list-style-type: none"> 配置校の拡大 SC・ADの人材育成と教職員のカウンセリングマイシンドの向上 SSWとの連携 						配置の拡大と教職員、SSWとの連携による教育相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 活用方法の調査研究 ◆配置市町村 14市町村 		<ul style="list-style-type: none"> SSWの効果的な活用方法を検討 配置市町村の拡充 						配置市町村の拡充とSSWの効果的な活用
<ul style="list-style-type: none"> 非常勤相談員 2名増員 学校等への訪問相談拡充 								極め細やかな相談ができる体制づくり
<ul style="list-style-type: none"> 若者サポートステーション(黒潮町)の開設支援 関係機関との連絡会の開催 保護者交流会やセミナー相談会の実施 悩みを抱える青少年の体験活動の場づくりの充実 市町村や高校との連携強化 								中学校卒業後進路未定者及び高校中退者を市町村、学校から継続して支援し、高校への進学や学校復帰、就労などの自立が進む。
意欲を育む体系的なキャリア(自立)教育のプログラムづくり		地域や企業等と連携したプログラムの実践		地域や企業等と連携したプログラムの実践と検証、拡充				

5-① 放課後改革 ～家庭における取組への支援～

今後の方向性	具体的な方策
<p>1 自ら学ぶ力を育てる家庭学習の共通理解・推進 家庭学習が、「なぜ必要なのか」、「何をどこまでやればいいのか」といった共通理解を学校便りや家庭学習の手引きなどを通して深めるとともに、調べごと、ものづくり、体験活動など親子で学習習慣を築いていく取組を進める。</p> <p>2 PTAとの包括的な協働 基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を引き続き強力に推進するとともに、児童生徒が家庭での学習習慣を身に付けるために、PTAとさらに協働して家庭学習や読書時間の確保、家庭内でのルールづくりなどに取り組む。</p> <p>3 企業との積極的な連携 企業や経済団体と協働して、子どもの学校行事やPTA活動への保護者の参加促進等に取り組み、職場における子育てと仕事の両立支援（ワークライフバランス）を積極的に進め、社会全体で子育てにやさしい環境づくりを推進する。</p> <p>4 すべての家庭へのきめ細かな支援の充実 家庭教育サポーターや子育て支援のボランティアの方々に構成する「家庭教育支援チーム」を地域ごとに設置して、子育て情報や学習機会の提供、相談体制の充実など地域課題に応じた取組を市町村と連携して推進する。</p>	<p><「家庭学習のすすめ」推進事業> 基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を一層強力に推進するとともに、子どもたちが、家庭での学習習慣を身につけるために、小中学校PTAと協働して家庭学習や読書時間の確保、家庭内でのルールづくりに取り組む。</p> <p><企業と子育て応援プロジェクト事業> 企業・経済団体と協働で、社会全体で子育てにやさしい環境づくりを推進するため、民間企業への子育て出前講座の実施や子育て支援の手法についての調査研究を実施する。 （主に従業員5人以上の事業所を対象として推進）</p> <p><子育て支援者ネットワーク推進事業> 家庭教育サポーター等の市町村単位での支援体制づくりを進めるとともに、学校、PTA、地域等の「早ね早おき朝ごはん」運動の取組を支援する。</p> <p><地域における家庭教育支援基盤形成事業> 市町村とともに地域ぐるみですべての親へのきめ細やかな家庭教育支援に取り組む。</p>

H20	H21	H22	H23	到達目標
<p>「こうち家族の強調月間」(9月、11月、1月)の各一週間、生活チェックカードを使って、親子や子ども自身が基本的な生活習慣や家庭学習を点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆点検実施率 保育園児 40% 小学校児童50% 中学校生徒40% ◆家庭学習の定着に向けた取組みを中学校30校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆点検実施率 保育園児 50% 小学校児童70% 中学校生徒60% ◆家庭学習の定着に向けた取組みを中学校40校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆点検実施率 保育園児 80% 小学校児童80% 中学校生徒80% ◆家庭学習の定着に向けた取組みを中学校40校で実施 		<p>親子や子ども自身で基本的な生活習慣や家庭学習の点検等に取り組むことにより、朝食摂取率や宿題、予習や復習時間を全国平均以上にする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て応援隊」「若者応援隊」登録企業の拡充(28企業) ・企業との連携を推進するための意見交換会開催(年3回) ・県内企業の取組を把握するための調査委託 				<p>企業自らが、子育てにやさしい職場環境づくりや、教育への参加に積極的に取り組む。 ※約14,000社(従業員5人以上)の10%が実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育サポーターの委嘱(261名委嘱) ・市町村ごとにサポーターのネットワークづくりを推進 ・地域や学校で「生活リズム向上のための出前講座」を実施 ・家庭教育支援チームを設置して、学習機会の提供や相談体制の充実(14市町村) ・子育て支援者研修交流会を各ブロックや県全体で開催 ・父親の家庭教育参加を促すための県内の「おやじの会」交流会を開催 				<p>全市町村が家庭教育支援チームを設置し、子育て講座等や、いつでも気軽に子育ての相談ができる体制づくり等、地域の実情に応じたきめ細やかな家庭教育支援体制が確立する。</p>

5-② 放課後改革 ～地域における取組への支援～

今後の方向性

- 1 地域社会全体が学校を支える仕組みづくり
 - (1) 教員が児童生徒と向き合う時間の拡充や地域の教育力の向上を図るために、ボランティアによる図書館の運営や部活動指導等を行う「学校支援地域本部」が市町村や学校において円滑に機能するよう支援する。
 - (2) 市町村や学校が、地産地消の食育や防災など地域ごとのテーマをもとに、地域の多様な人材や教育施設を活用して、有機的に連携した取組が一層推進されるよう支援する。
- 2 すべての子どもたちに健やかで豊かな放課後の保証

放課後や週末における生活や学習の習慣を身につけるため、県内のすべての小学校で放課後子どもプラン（放課後子ども教室・放課後児童クラブ）を実施できるよう市町村を支援する。

 - (1) 児童生徒の意欲を高めるために、スポーツや文化活動など多様な体験活動を通じた学びの場を提供する。
 - (2) 学習習慣の定着のために、宿題等の学習支援を行える指導員を配置し、落ち着いた学習に取り組める環境を確保する。
- 3 一層の情報公開や学校評価を通じた連携の強化

学校・家庭・地域が、基礎学力の定着が必要であるということを通認識し、家庭学習の定着など協働して取り組んでいく。

 - (1) 学校は、地域からさらに幅広い支援を得られるよう、児童生徒の学力状況など教育活動全般の情報を学校評価などを通して一層地域に公開していく。
 - (2) 学校評価を実効性のあるものにするため、評価項目やアンケート内容が学校改善に確実につながるよう工夫する。
- 4 市町村教育委員会の広域化への支援

地域の教育を支える体制を充実するため、市町村教育委員会の広域化のメリット、デメリットについて具体的に検討するなど、広域化に向けた取組を支援する。

具体的な方策

<学校支援地域本部事業>

地域社会全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用及び地域の教育力の活性化を図る。

<放課後子どもプラン推進事業>

放課後に学校の余裕教室や地域の施設を利用して、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、地域住民との交流により子どもたちの健やかな育ちを支援する。

また、新規開設を行う市町村に対して、初年度のみ支援を行い、「放課後子ども教室」を活用した学びの場を提供する。

【高知版放課後子どもプランの創設】

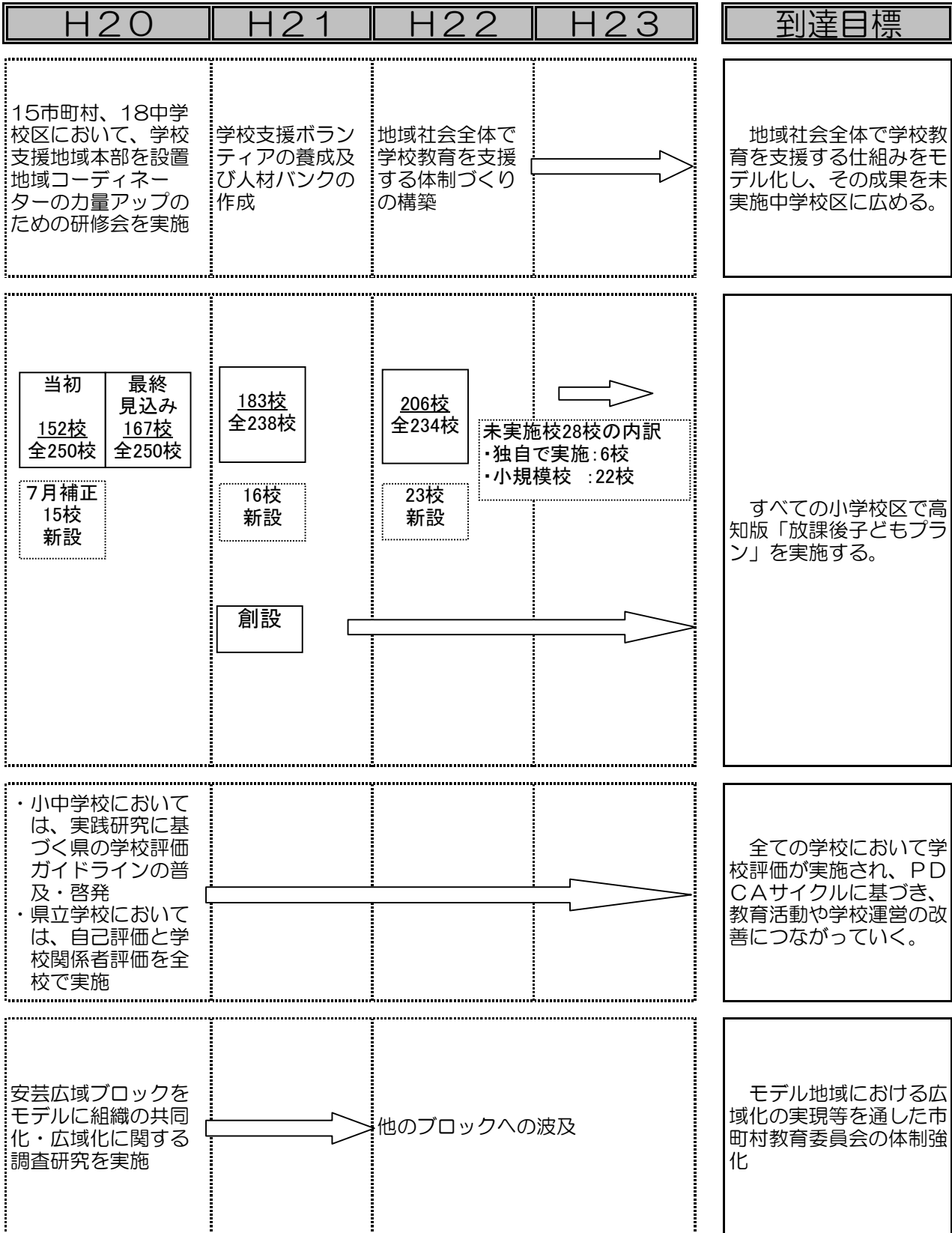
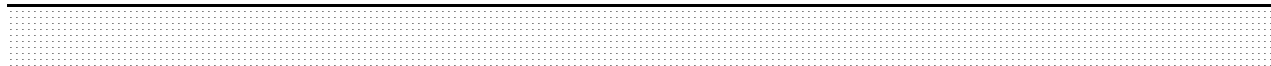
「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を活用して、すべての子どもたちが利用できる学びの場を提供する。

<学校評価の推進>

学校が自らの教育活動や学校運営を改善し、保護者や地域住民から学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを推進するために、すべての学校において学校評価の取組の質が高まるよう支援する。

<市町村教育行政体制強化促進事業>

少子化や過疎化が進む中、広域的な視点から市町村教育委員会の広域化や学校再編など、教育行政の体制の整備・充実に向けた支援を行う。



(学習を支える取組)

今後の方向性

- 1 規範意識や公共の精神の涵養
学校内外における社会的活動を促進し、児童生徒が規範（判断・評価または行為などの拠るべき基準）や公共を意識し、行動しようとする態度の育成を支援する。
- 2 教育活動の一環として適切な部活動の推進
部活動を価値ある学校教育活動の一つと位置づけ、学校全体で推進していくことの重要性を周知する。
特に、運動部活動については、バランスのとれた学校生活や家庭学習の時間等を確保する観点から、運営や指導の在り方を示す。
- 3 薬物乱用防止に向けた取組の推進
飲酒、喫煙を軽視せず、薬物乱用の入り口と捉え、学校における薬物乱用防止に関する取組を推進する。
- 4 読書活動の推進
子どもたちの豊かな感情や情操、思いやりの心などを育むために、「高知県子ども読書活動推進計画」の取組を計画的に実施し、子ども読書活動の推進や読書環境の充実を図る。

具体的な方策

<規範意識や他人を思いやる心の育成>
「規範意識」や「公共の精神」について、学校の教育目標や生活指導の目標などに位置づけるとともに、子どもの発達に応じて、挨拶や規範意識、自分を見つめ他人を思いやる感性豊かな心の育成、社会への主体的な参画などについて指導する。

<優れた実践に対する積極的な表彰>
継続的な清掃活動や善行など他の模範となる活動を行った児童生徒、優れた研究や実践など他の模範となる学校や教職員を積極的に表彰し、その努力と成果を称えるとともに、その取組を広く促す。

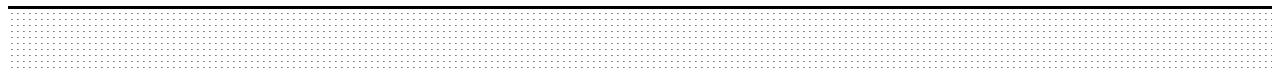
<運動部活動の指針の作成>
教育活動の一環として適切な運動部活動を推進する。そのために、運動部活動に関する研修会の充実や外部指導者の効果的な活用方法を研究するとともに、指導者の派遣の充実を図る。

<地域スポーツ人材の活用実践支援事業>
児童生徒の体力が長期的な低下傾向にあることから、それぞれの発達段階に応じて、教員の指導を補助する地域のスポーツ人材の活用を支援する。

<薬物乱用・飲酒・喫煙防止対策>
学校における薬物乱用防止に関する健康教育を実施する。また、指導者の育成のための「薬物乱用防止教育研修会」の開催及び地域と連携した薬物乱用防止に関する啓発普及を行う。

<市町村子ども読書活動推進計画の策定>
高知県子ども読書活動推進計画をもとに、「すべての子どもたちが豊かな心を育み、人生をより深く、強く生きること」を目指し、全市町村の計画策定を目指す。

<市町村読書応援隊の組織化>
市町村ごとに「読書応援隊」を組織化し、地域のボランティアを効果的に活用することにより、子どもの読書環境を充実させる。



H20	H21	H22	H23	到達目標
学級活動や児童会活動、クラブ活動などの実践活動を通じた態度の育成				きまりや約束、ルールを自覚し、行動できる児童生徒の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒表彰 ・学校表彰 ・職員表彰 				
「運動部活動の実践に向けて」の冊子を作成・配布するとともに、冊子を活用した普及啓発活動	教員や外部指導者などに対して、運動部活動の効果的な指導等の研修会の実施。			すべての学校で部活動の練習時間や日数、休養日の適切な設定、家庭学習の時間確保など、バランスの取れた効果的な部活動の実施
小学校の体育授業における外部指導者を活用した体育の授業の在り方を実践を通して研究する。（49校に派遣）	小学校体育及び中学・高校の運動部活動の外部指導者を活用した取組の実践研究	外部指導者との連携による児童生徒の技能及び教員の指導力の向上		専門的な指導による授業の充実と指導力の向上
喫煙防止教室、飲酒予防教室、薬物乱用防止教室の開催 薬物乱用防止教育研修会の開催				学校における組織的・実践的な薬物乱用防止教育の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の推進計画策定のための「マニュアル」の作成 ・17市町村で推進計画を策定 	28市町村で推進計画を策定	全市町村で推進計画を策定		全市町村で読書活動推進計画を策定するとともに、読書応援隊を組織化することにより、学校での読書ボランティアの活用率及び家庭での読書時間を全国平均以上にする。
<ul style="list-style-type: none"> ・読書ボランティアの組織化及び養成講座の実施 ・17市町村で読書応援隊を組織化 	28市町村で読書応援隊を組織化	全市町村で読書応援隊を組織化		

第4 計画の推進体制と進行管理

1 関係機関における計画の推進体制

(1) 県プロジェクトチームの設置と市町村教育委員会等との連携・協力

県教育委員会は、計画に掲げられた目標の達成に向けて、事務局内にプロジェクトチームを設置し、計画の総合的な推進と進捗状況の定期的な確認を行う。

また、市町村教育委員会等の関係機関やPTA等の関係団体に対して、計画に関する積極的な情報提供、連携・協力を行って、効果的に計画を推進する。

(2) 市町村教育委員会における取組

市町村教育委員会は、各市町村それぞれの教育課題や県の計画等を踏まえ、県教育委員会と適切に役割分担しながら、各市町村教育委員会で策定する計画や定期的な校長会での確認等に基づき、学力向上・いじめ問題等に取り組む。

(3) 学校改善プランを通じた学校における取組

各学校の学校改善プランや教育計画等に基づき、児童生徒の学力向上やいじめ問題等に取り組む。その際、市町村教育委員会及び県教育委員会の計画等を踏まえ、適切に関係機関・団体の支援・協力を仰ぎながら、学校における組織的・計画的な取組を推進する。

2 教育委員会評価及び学校評価を通じた進行管理

県教育委員会及び市町村教育委員会は、平成20年度から義務化された教育委員会評価に基づき、それぞれの計画等の適切な評価と進行管理を行う。

各学校は、平成20年度から法律で義務化された学校評価に基づき、学校改善プランや教育計画等の適切な評価を行う。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校評価の結果をそれぞれの計画の進行管理に積極的に活用する。

3 教育版「対話と実行」座談会等を通じた県民の意見等の収集と反映

計画の推進と進行管理に当たっては、教育関係機関・団体のみならず、幅広い県民の意見や参画を得る必要がある。

このため、教育版「対話と実行」座談会等を通じた各地域における説明、ホームページ、メール等の活用により、県民の意見等の収集・反映に努める。

4 進行管理に基づく計画の見直し

具体的な方策の個別の施策内容・手段・方法等については、実施状況に応じた不断の検証・改革を行い、速やかに予算や施策を改善する。

具体的な方策の到達目標については、予算や施策の改善及び進行管理を通じた各年度終了後の評価に基づき、適宜修正する。

(参考)

平成 20 年度県教育委員会の主な取組

5 月

自ら学ぶ力を育てよう

～「学力向上・いじめ問題等対策計画」策定に向けて～

7月を目途に策定する「学力向上・いじめ問題等対策計画」に向け、これまでの教育改革の成果と課題、今後緊急に取り組むべき方向性についての中間的な総括として県民に公表

7月

「学ぶ力を育み心に寄りそう緊急プラン」

～「学力向上・いじめ問題等対策計画」～

中学校の学力向上、いじめ・不登校等の喫緊の課題に対応するため、特に緊急に取り組まなければならないものについて、7月の補正予算と関連する施策や事業を中心に策定

10～12月 地域懇談会（4ブロック）

20年度末に策定する「教育振興基本計画」に向け、県民の教育に対する関心を一層高め、課題を共有しながら教育振興に取り組んでいくため、広く県民から意見を聞く懇談会を開催

3月

「教育振興基本計画」（仮称）

今後の本県の教育の方向性について、中長期的な課題や恒常的に取り組むべき対策、教育の振興のための施策に関する基本計画を策定

高知の子どもの未来のために
さあ進めよう！「5つの改革」



このプランについてのご意見やお問い合わせは、下記までお願いします。

高知県教育委員会事務局 教育政策課 教育企画担当

電話：088-821-4902

FAX：088-821-4558

E-mail：310101@ken.pref.kochi.lg.jp